

以下、環境配慮契約法建築物専門委員会（第2回）終了後の委員からの御意見

P.11 L.16 時田委員の発言に対し

時田委員：委員会終了後、官庁施設の ESCO 事業実施マニュアルで異論がないことを確認しました。

P.11 L.31 野城座長の発言に対し

時田委員：感想のポイントをメモしたもので、資料として提出するようなものではありません。

以上